須賀川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

目次

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 特定建設工事共同企業体(第4条~第11条)
- 第3章 経常建設共同企業体(第12条~第19条)
- 第4章 地域維持型建設共同企業体(第20条~第27条)
- 第5章 復旧·復興建設工事共同企業体(第28条~第35条)
- 第6章 雑則 (第36条~第43条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体、地域維持型建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体をいう。
- 2 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより、工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- 3 この要綱において、「経常建設共同企業体」とは、中小建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を補完し、又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。
- 4 この要綱において、「地域維持型建設共同企業体」とは、地域の維持管理に不可欠な事業につき、建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定確保を図る目的で結成される共同企業体であって、次のいずれかの施行方式によるものをいう。

- (1) 甲型 全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となり、地域維持事業を施工する共同施工方式
- (2) 乙型 各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員は分担した工区等について施工する分担施工方式
- 5 この要綱において、「復旧・復興建設工事共同企業体」とは、市が大規模災害等で被害を受けた場合の災害復旧工事等の施工に際して、被災地域で不足する技術者、技能者等を広域的な観点から確保し、工事の円滑な施工を確保することを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。 (共同企業体活用の原則)
- 第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

- 第4条 特定建設工事共同企業体により施行することができる工事は、次の各号に掲げる工事種別ごとに当該各号に定める設計金額以上のものとする。
 - (1) 建築一式工事 5億円
 - (2) その他の工事 3億円
- 2 前項の規定にかかわらず、当該工事費の額が同項各号に掲げる額のおおむね2分の1以上で、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を確保するため特に必要があると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員の数)

- 第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、5者までとすることができる。
 - (1) 前条第1項各号に掲げる金額の10倍を超える工事であること。
 - (2) 多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要があるもの。
 - (3) 円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められるもの。

(構成員の要件)

- 第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)に係る工事種別について須賀川市競争入札参加資格登録規程(平成30年告示第97号。以下「規程」という。)第2条の規定により、競争入札参加資格者名簿に登録(以下「名簿登録」という。)されていること。
 - (2) 発注工事に係る工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の許可業種につき許可後の営業年数が3年以上 あること。
 - (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した元請又は下請としての実績を有すること。ただし、やむを得ないと市長が認める場合には、構成員の2分の1以上の者がこの要件を満たすことで足りるものとする。
 - (4) 発注工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者(監理技術者補佐を含む。以下同じ。)又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専 任で配置できること。

(構成員の組合せ)

- 第7条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、等級別格付区分が設けられている工事種別の場合、最上位の等級に格付されている者による組合せ又は最上位の等級に格付されている者と第2順位の等級に格付されている者との組合せとすること。
- 2 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、市内に法第3条第1項に規定する本店若しくは営業所を有する建設業者(以下「市内業者」という。)を1者以上含むものとする。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的な役割を担う者で施工能力が大きい者とする。

(出資割合)

- 第9条 特定建設工事共同企業体の代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。
- 2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次に定める割合以上とする。
 - (1) 2者の場合 30%
 - (2) 3者の場合 20%

- (3) 4者の場合 15%
- (4) 5者の場合 10%

(入札参加資格審査申請)

- 第10条 発注工事の入札に参加しようとする者は、任意に特定建設工事共同企業体を結成し、指定された期日までに次の書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 規程第5条第2項1号に基づく建設工事入札参加資格審査申請書類
 - (2) 特定建設工事共同企業体構成員表(第1号様式)
 - (3) 特定建設工事共同企業体協定書(第2号様式)に準じた協定書の写し

(解散の時期)

- 第11条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る入札参加者のうち、落札候補者とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該発注工事に係る請負 契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第12条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、等級別格付区分がなされている工事種別の場合、格付された等級に対応する設計 金額及び当該共同企業体の各構成員が格付された等級のうち上位の等級に対応する設計金額のものとする。

(構成員の数)

第13条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工の確保に支障がないと 認められる場合に限り、5者までとすることができるものとする。

(構成員の要件)

- 第14条 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 発注工事に係る工事種別について規程第2条の規定により、名簿登録されていること。

- (2) 入札参加を申請する業種(以下「入札申請業種」という。)に対応する建設業法の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上あること。
- (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。)第2条第1号に規定する要件を満たしていること。
- (4) 入札申請業種について元請として施工実績があること。
- (5) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「法施行令」という。)第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、これら以外の構成員が設置する技術者が専任であることを要しないものとする。

(構成員の組合せ)

- 第15条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 工事種別ごとの共同企業体の格付及び構成員の組合せは、次の表のとおりとする。

	等級別格付区分が設けられている工事種別の場合	第4条第1項第2項で規定するその他の工事のうち工事種別が土
		木工事である場合
共同企業体の格付	最上位	最上位又は第2位
構成員の組合せ	最上位の等級に格付されている者同士の組合せ又は	最上位又は第2順位の等級に格付されている者同士の組合せ若し
	構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が	くは最上位又は第2順位の等級に格付されている者と第3順位以
	第2順位の等級に格付されている者の組合せ	上の等級に格付されている者との組合せ

(2) 経常建設共同企業体の構成員のうち少なくとも1者は、市内業者であること。

(代表者)

第16条 経常建設共同企業体の代表者は、市内業者であるものとする。

(出資割合)

第17条 経常建設共同企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。

(入札参加資格審查申請)

第18条 経常建設共同企業体として競争入札参加資格審査申請をしようとする者は、規程第5条第2項1号に基づく申請書類を市長に提出し、資格の審査を受けるものとする。この場合において、当該経常建設共同企業体の代表者は、別の経常建設共同企業体の代表者となることができないものとする。

(協定書)

第19条 前条第1項の規定による申請書に添付する協定書は、経常建設共同企業体協定書(第3号様式)に準じて作成するものとする。

第4章 地域維持型建設共同企業体

(対象事業)

第20条 地域維持型建設共同企業体により施工することができる事業は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールその他の地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある事業とし、維持管理に該当しない新設、改築等の工事を含まないものとする。

(構成員の数)

第21条 地域維持型建設共同企業体の構成員の数は、2者から10者程度とする。

(構成員の要件)

- 第22条 地域維持型建設共同企業体の構成員は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 発注しようとする事業の全部又は一部について、名簿登録されていること。
 - (2) 構成員のうち、少なくとも1者は、「土木一式工事」について名簿登録されていること。
 - (3) 市内業者であること。
 - (4) 構成員のうち2分の1以上は、地域維持事業に係る業種につき、3年以上の営業年数があること。
 - (5) 基本法第2条第1号に規定する要件を満たしていること。

(技術者の設置)

- 第23条 甲型の構成員は、地域維持事業を請負工事により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。
 - (1) 下請契約の額が4千5百万円未満又は下請契約を締結しない場合は、すべての構成員は発注工事に対応する法第3条第2号に規定する許可

- 業種(以下「許可業種」という。)に係る国家資格を有する主任技術者を工事現場ごとに設置しなければならない。この場合において、請負金額が4千万円以上であるときは、設置された主任技術者は専任でなければならない。
- (2) 下請契約の額が4千5百万円以上である場合は、法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた構成員が当該許可業種に係る専任の監理技術者(その他の構成員は主任技術者)を設置しなければならない。ただし、請負代金額が4千万円以上である場合において、「土木一式工事」について名簿登録されている構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で設置する場合は、他の構成員が設置する技術者が専任であることを要しないものとする。
- 2 乙型の構成員は、地域維持事業を請負工事により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。
- (1) 分担工事に係る下請契約の額が4千5百万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する構成員は、発注工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者を工事現場ごとに設置しなければならない。この場合において、分担工事に係る請負金額が4 千万円以上であるときは、当該主任技術者を専任としなければならない。
- (2) 分担工事に係る下請契約の額が4千5百万円以上である場合、当該分担工事を施工する特定建設業者は、当該許可業種に係る専任の監理技 術者を設置しなければならない。

(代表者)

- 第24条 地域維持型建設共同企業体の代表者は、「土木一式工事」について名簿登録されている者であって、施工能力の大きい者であること。 (出資割合等)
- 第25条 地域維持型建設共同企業体の代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。
- 2 甲型の場合は、すべての構成員の出資割合が均等割の10分の6以上でなければならない。
- 3 乙型の場合は、分担する工区(区域)を持たない者を構成員としてはならない。 (入札参加資格審査申請)
- 第26条 競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、規程第5条第2項1号に基づく建設工事入札参加資格審査申請書類を市長に提出し、資格の審査を受けるものとする。
- 2 この場合において、当該地域維持型建設共同企業体の代表者は、別の地域維持型建設共同企業体の代表者となることができないものとする。

(協定書)

第27条 前条第1項の規定による申請書に添付する協定書は、運営形態ごとに甲型の場合は地域維持型建設共同企業体協定書(甲)(第4号様式)、 乙型の場合は地域維持型建設共同企業体協定書(乙)(第5号様式)に準じて作成するものとする。

第5章 復旧·復興建設工事共同企業体

(対象工事)

第28条 復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、大規模災害に伴い市が発注する災害復旧を目的とした工事等であって、 1件当たりの設計金額が5千万円を超えるものとする。

(構成員の数)

第29条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の要件)

- 第30条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 発注工事に係る工事種別について規程第2条の規定により、名簿登録されていること。
 - (2) 発注工事に係る工事種別に対応する法の許可業種につき許可後の営業年数が3年以上あること。
 - (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した元請又は下請としての実績を有すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、構成員の2分の1以上の者をもって足りるものとすることができる。
 - (4) 発注工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(構成員の組合せ)

- 第31条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、等級別格付区分が設けられている工事種別の場合は、最上位の等級に格付されている者による組合せ又は最上位の等級に格付されている者と第2順位の等級に格付されている者との組合せとすること。
- 2 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、市内業者を1者以上含むものとする。

(代表者)

第32条 復旧・復興建設工事共同企業体の代表者は、市内業者で、構成員のうち中心的な役割を担う者とする。

(出資割合)

- 第33条 復旧・復興建設工事共同企業体の代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。
- 2 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号に定める割合以上であるものとする。
 - (1) 2者の場合 30%
 - (2) 3者の場合 20%

(入札参加資格審査申請)

- 第34条 入札に参加しようとする者は、任意に復旧・復興建設工事共同企業体を結成し、指定された期日までに次の書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 規程第5条第2項1号に基づく建設工事入札参加資格審査申請書類
 - (2) 復旧·復興建設工事共同企業体構成員表(第6号様式)
 - (3) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書(第7号様式)に準じた協定書の写し

(解散の時期)

- 第35条 復旧・復興建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る入札参加者のうち、落札候補者とならなかった復旧・復興建設工事共同企業体は、当該発注工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

第6章 雜則

(特定建設業の許可の有無)

第36条 共同企業体が法施行令第2条に定める金額以上の下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1者以上が法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

(編成表等の提出)

- 第37条 共同企業体は、構成員による施工を確保するため、請負契約締結時に共同企業体編成表(第8号様式)に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を市長に提出するものとする。
- 2 経常建設共同企業体は、編成表と併せて経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第9号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 地域維持型建設共同企業体は、編成表と併せて地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(甲型の場合は第10号様式、乙型の場合は第11号様式)を市長に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

- 第38条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存する構成員が連帯して工事完成の義務を負うものとする。
- 2 市長は、共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存する構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、残存する構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請書(第12 号様式)による申請に基づき、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

(構成員となり得る者への周知)

- 第39条 市長は、対象工事について本要綱に定める各共同企業体に施工させることとした場合は、入札に関する公告により周知するものとする。 (入札及び契約手続き)
- 第40条 入札への参加手続き及び契約に必要な手続きは、共同企業体の代表者が行うものとする。
- 2 電子入札システムを用いての手続きが必要となった場合は、共同企業体の代表者が保有する自身のICカードを用いて必要な手続きを行うものとする。ただし、共同企業体の代表者が電子入札システムに対応できない場合は、事前に発注者の承認を得た上で、電子入札システムに対応可能な他の構成員が保有するICカードを用いて必要な手続きを行うことができる。
- 3 電子入札システムにより入札手続きを行う場合は、発注者及び申請事業者は申請事業者のシステム上の表示名称を所属する共同企業体の名称へと読み替えるものとする。

(共同企業体に対する契約の相手方)

第41条 代金の支払その他の契約に基づいて発注者が受注者に対して行うべきこととされている行為は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

- 2 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の事項を代表者に委任するものとする。
 - (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限に関すること。
 - (2) 請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領に関する一切の権限に関すること。

(競争入札への参加の制限)

第42条 制限付一般競争入札及び公募型プロポーザル方式の方法により発注される案件においては、共同企業体のすべての構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体事業者として同一の入札等に参加することはできない。

(補足)

第43条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(須賀川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

2 須賀川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成11年5月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に既に結成している共同企業体については、従前の例による。

第1号様式(第10条関係)

特定建設工事共同企業体構成員表

共同企業体の名称			代表者		申請業種	
構成員名						
入札参加資格認定業種						
許可業種及び許可を有しての	か					
営業年数						
発注工事を構成する一部の	工種を含む					
工事についての元請としての	の施工実績					
発注工事と同種の工事につい	ハての					
施工実績						
監理技術者又は国家資格	氏 名					
を有する主任技術者とし	資格名称					
て現場に選任で配置され	次妆学訂					
る者	資格者証					
出資割合		%	%	%	%	%
	土木					
	舗 装					
等級別ランク	建築					
	電気					
	管				_	
※ 適 否						

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 「許可業種及び許可を有しての営業年数」の欄は、本件工事に係る建設業法の許可業種のみについて記載すること。
- 3 「資格者証」の欄には、指定建設業監理技術者資格者証の番号を記載すること。

当該工事を構成する一部の工種及び同種の工事一覧表

当該工事の例	当該工事を構成する工事の例	当該工事を構成する一部の工種 を含む工事の例 (元請けとしての 実績が必要)	当該工事と同種の工事の例 (下請としての実績でも可)
道路工事	土工、舗装、道路構造物工	宅造工事、運動場工事、ほ場整備 工事、擁壁工事	・道路一般の工事であって、技術的内容が類似するもの ・道路築堤工事
橋りょう工事	下部工 基礎工、〈体工 上部工 床板工、本体(けた)工	せき工事、埠頭、岸壁工事 水門工事、鉄塔工事、水道橋工事	・道路・鉄道等橋りょう一般の工事であって、技術的内容が類似 するもの ・建築鉄骨工事は別種工事
トンネル工事	掘削工、支保工、まきたて工	共同溝工事、地下発電所工事	・地中掘削工事であって、地盤、土質等に係る技術的条件が 類似するもの
排水機場工事	基礎工、門扉制作、据付工、 排水ポンプ制作・据付工	下水道等中継ポンプ場工事	・揚排水機場一般の工事
終末処理場 (土木工事)	掘削工、水槽築造工	ビル地下工事	・浄水場工事
建築工事	基礎工事、く体工事、内外装工事	各種建築工事	・建築一般の工事 ・鋼構造の中高層建築工事は、その技術内容に応じ超高層建築工事 とは同種工事とみなし得る場合もある。その場合、軽量鉄骨造工 事等は超高層建築工事とは同種とみなされない。
建築設備工事	電気工事 重電気工事、弱電気工事 機械工事 空調工事、衛生工事	プラントにおける設備工事	・設備一般の工事

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - (1) 発注に係る 建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」 という。)の請負
 - (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。 (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後の3か月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該建設工 事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(商号)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名 義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払 金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(商号)%(商号)%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本 に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な 事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業

体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者 名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を 負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで は脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成 員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の 除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成 員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条 第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は 共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 者は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。 (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。ただし、 年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。 (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(商号)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名 義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払 金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

- 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本 に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な 事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業 体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者 名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成 員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで は脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成 員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の 除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成 員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第 2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は 共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 者は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、 その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

第4号様式(第27条関係)

地域維持型建設共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事(以下「地域維持工事」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

- 第2条 当共同企業体は、 地域維持型建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。 (事務所の所在地)
- 第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。 (成立の時期及び解散の時期)
- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、 年とする。ただし、 年を経過しても当企業体に係る地域維持工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散 することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。 (構成員の住所及び名称)
- 第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(商号)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

- 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。 (運営委員会)
- 第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本 に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な 事項について協議の上決定し、地域維持工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持工事の請負契約の履行及び下請契約その他の地域維持工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義 の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持工事完成の都度、当該地域維持工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成 員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が 欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち地域維持工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合において は、残存構成員が共同連帯して地域維持工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、地域維持工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、 第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は 共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

地域維持型建設共同企業体協定書(乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事(以下「地域維持工事」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 地域維持型建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。 (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。ただし、 年 を経過しても当企業体に係る地域維持工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散 することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(商号)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官 庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもつて請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、 受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

- 第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。
- 2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約 の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預 金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を

受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 地域維持工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回 運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

- 第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担 するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産または解散した場合において は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。
- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は 共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

復旧 · 復興建設工事共同企業体構成員表

共同企業体の名称			代表者		申請業種		
構 成 員 名							
入札参加資格認定業種							
許可業種及び許可を有しての	り						
営業年数							
発注工事を構成する一部の	工種を含む						
工事についての元請としての	の施工実績						
発注工事と同種の工事につい	いての						
施工実績							
監理技術者又は国家資格	氏 名						
を有する主任技術者とし	資格名称				/		
て現場に選任で配置され	資格者証						
る者	其俗 在						
出資割合		%	%	%	/ %	%	
	土木						
	舗装						
等級別ランク	建築						
	電気						
	管						
※ 適 否							

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 「許可業種及び許可を有しての営業年数」の欄は、本件工事に係る建設業法の許可業種のみについて記載すること。
- 3 「資格者証」の欄には、指定建設業監理技術者資格者証の番号を記載すること。

当該工事を構成する一部の工種及び同種の工事一覧表

当該工事の例	当該工事を構成する工事の例	当該工事を構成する一部の工種 を含む工事の例 (元請けとしての 実績が必要)	当該工事と同種の工事の例 (下請としての実績でも可)
道路工事	土工、舗装、道路構造物工	宅造工事、運動場工事、ほ場整備 工事、擁壁工事	・道路一般の工事であって、技術的内容が類似するもの ・道路築堤工事
橋りょう工事	下部工 基礎工、〈体工 上部工 床板工、本体(けた)工	せき工事、埠頭、岸壁工事 水門工事、鉄塔工事、水道橋工事	・道路・鉄道等橋りょう一般の工事であって、技術的内容が類似 するもの ・建築鉄骨工事は別種工事
トンネル工事	掘削工、支保工、まきたて工	共同溝工事、地下発電所工事	・地中掘削工事であって、地盤、土質等に係る技術的条件が 類似するもの
排水機場工事	基礎工、門扉制作、据付工、 排水ポンプ制作・据付工	下水道等中継ポンプ場工事	・揚排水機場一般の工事
終末処理場 (土木工事)	掘削工、水槽築造工	ビル地下工事	・浄水場工事
建築工事	基礎工事、く体工事、内外装工事	各種建築工事	・建築一般の工事 ・鋼構造の中高層建築工事は、その技術内容に応じ超高層建築工事 とは同種工事とみなし得る場合もある。その場合、軽量鉄骨造工 事等は超高層建築工事とは同種とみなされない。
建築設備工事	電気工事 重電気工事、弱電気工事 機械工事 空調工事、衛生工事	プラントにおける設備工事	・設備一般の工事

復旧・復興建設工事共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - (1) 発注に係る 建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」 という。)の請負
 - (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 復旧・復興建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後の3か月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該建設工 事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

 県
 市
 町
 番地
 (商号)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(商号)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名 義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払 金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(商号)%(商号)%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本 に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な 事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業 体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者 名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を 負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで は脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成 員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の 除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成 員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条 第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうち

いずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は 共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 者は、上記のとおり 復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

共同企業体編成表

北同个类体海兽	 禾昌 <i>△</i>		委員長		(\
共同企業体運営	女貝云		1			商号)
			委 員		(商号)
					(商号)
		_			(商号)
共同企業体工事	事務所						
		I					
所長	L (商号)						
					1		
		1					1
工務長	(商号)		事務長		(商号)
工務主任		事務主任 (班長)					
氏 名	会 社 名		氏	名	会	社 名	
				• •			
		I					
	 务 係			→ ₹	tr tr:		
工、利				条 係			
氏 名	会 社 名		氏	名	会	社 名	

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事につい	ては、経常	建設共同企業体	協定書第8条の規定により、	当
企業体構成員の出資割合を次のとおり	定める。ただし、	当該工事につい	いて発注者の契約内容の変更	増
減があっても構成員の出資の割合は変	わらないものとす	る。		
	記			
1 工事の名称				
2 出資の割合				
(商号) %				
(商号) %				
/		Ver a etal A . A . Eta .)), and of a section)) and a	_
			かたので、その証拠としてこ	(1)
協定書 通作成し、各通に構成員が	記名捺印して各目	所持するもの る	こする。	
/r:				
年 月 日				
	終党 建	設共同企業体		
		(商号)	
	,,	表者職氏名)	印	
	(14	× 11 114 × 11 /	Ш	
		(商号)	

(代表者職氏名)

印

第10号様式(第37条関係)

地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(甲)

発注に係る下記工事については、 地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、 当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変 更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 工事の名称 工事

2 出資の割合 (商号) %(商号) %

(商号) ほか 者は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

地域維持型建設共同企業体

代表者 (商号)

(代表者職氏名) 印

(商号)

(代表者職氏名) 印

第11号様式(第37条関係)

地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(乙)

発注に係る下記工事については、 地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、 当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

- 1 工事名称 工事
- 2 分担工事額(消費税分を含む。)

 工事
 (商号)
 円

 工事
 (商号)
 円

(商号) ほか 者は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠として この協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

地域維持型建設共同企業体

代表者 (商号)

(代表者職氏名) 印

(商号)

(代表者職氏名) 印

第12号様式 (第38条関係)

共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、 共同企業体の構成員である (商号) が 年 月 日、 により 同構成員から脱退いたしましたが、工事施工の必要から新たに (商号) を加入させることにいた しましたので承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称

代表者 印

須賀川市長

(添付書類)

- 1 共同企業体変更協定書(写し)
- 2 新たな者の加入を残存構成員全員が承認した旨の書面